

特定化学物質作業主任者能力向上教育（定期又は随時）講座のカリキュラムについて

当協会の特定化学物質作業主任者能力向上教育（定期又は随時）講座のカリキュラムは、労働安全衛生法第19条の2第2項に基づく「労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」（平成18.3.31能力向上教育指針公示第5号）の別表に示された「17 特定化学物質作業主任者能力向上教育（定期又は随時）」に基づくものです。科目と時間は下記のとおりです。

特定化学物質作業主任者能力向上教育（定期又は随時）講座

科目	時間
1 作業環境管理	2.0 時間
2 作業管理	1.0 時間
3 健康管理	1.0 時間
4 事例研究及び関係法令	3.0 時間

合計 7.0 時間

令和6年11月1日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

